

裁 決 書

審査請求人

住所

氏名

同代理人

上記審査請求人（以下「審査請求人」という。）から平成●年●月●日付けで提起のあった、●福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第62条第3項の規定に基づき平成●年●月●日付けで行った生活保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

本件処分を取り消す。

理由

第1 審査請求の趣旨および理由

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

(1) 本件処分に理由不備の瑕疵があること

行政手続法（平成5年法律第88号）第14条第1項は、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。」と定めている。

この理由付記の趣旨は、「名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服申立ての便宜を与える趣旨に出たもの」と解されており、理由付記を欠くことは直ちに当該処分の取消事由となる（最判平成23年6月7日第三小法廷・民集65.4.2081）。

本件処分は、現在受けているこの生活保護を将来に向かって終局的に打ち切るという極めて重い処分であり、当該処分により名宛人は甚大な不利益を被ることとなる。このような処分の重大性に鑑みれば、行政庁はその判断をとりわけ慎重にしなければならないことは言うまでもなく、行政庁としては、法の趣旨に照らし、保護廃止決定という重大な不利益処分を課す判断をしたことについて具体的な理由を付記しなければならない。

ところが、本件においては、平成●年●月●日付けで交付された本件処分の通知書の廃止理由欄には、「指導指示に従わなかったことにより廃止します。」という記載があるに

過ぎない。

収入申告に関して、審査請求人の●●（以下「●●」という。）は、2度目の指示を受けた当日である平成●●年●●月●●日（関係資料によれば正しくは●●日と思われる。）中に働いて得た収入に関して自ら処分庁の担当者に申告をしており、しかも、本件処分に至るまでの間、受給期間中の収入に関して処分庁の担当者に対して何度も説明や弁明を行っているところ、本件処分にはこれらの事情が全く考慮されていない。

このように、本件処分の通知書に記載された理由だけでは、どうして、名宛人に対して保護の廃止という最も重い処分がなされたのかが分からず、法が求める理由の付記として明らかに不十分であるから、本件処分は、行政手続法第14条第1項の趣旨に反する違法ないし不当な処分である。

(2) 裁量権の逸脱・濫用があること

法第62条第3項は、被保護者が保護実施機関の指導又は指示に従わなかったときには、保護実施機関は、「保護の変更、停止又は廃止をすることができる」と定めている。この規定は、保護実施機関が、名宛人の指導・指示違反の内容や重大性の程度、処分に至るまでの経緯、当該名宛人世帯の生活の困窮の程度等のさまざまな事情を考慮した上で、保護に関する処分を適切に行えるように、裁量権を付与したものである。

そして、保護廃止処分は、将来に向かって現在の生活保護の支給を終局的に打ち切るという最も重い処分であり、その判断には特に慎重さが要請される。

この点、厚生労働省社会・援護局保護課長通知（問11の1）は、要保護者の状況によっては、処分に先立ち、再度、法第27条により書面による指導指示を行うこと、処分を行う場合には、廃止処分ではなく、まずは保護の変更や停止によるべきであることを基準に掲げている。

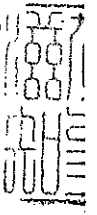
しかしながら、本件ではいきなり最も重い処分である廃止処分がなされているが、以下で述べるとおり、処分庁がいきなりこのような極めて重い処分を行ったことには、裁量権の著しい逸脱・濫用がある。

●●は、収入申告に関して、指摘された●●円や●●円の収入に関して、それぞれ、●●であることや、●●であることの説明を行っていた。

また、平成●●年●●月●●日に2度目の文書指示がなされた後には、●●は、その日のうちに、担当者に対し、自発的に働いている事実を打ち明けた上、翌週である●●日には、働いていた期間や得た金額について説明を行っている。

このように、●●は、受給中に得た収入について自ら申告しようという態度を示していたのであるから、処分庁としては、今後も指示や指導を継続するべきであった。少なくとも、保護の停止処分等、廃止処分より穏当な手段も十分に考えられたのであるから、いきなり保護を廃止にすべき状況にはなかった。

他方、処分庁としては、調査により、●●には●●円と●●円の入金があったことや、●●が労働によって金銭を得ていた事実等をすでに把握していたのであるから、収入申告について効果的な指導・指示を行うためには、例えば、平成●●年●●月●●日の指導・指示の際には、担当者は、●●に対して、労働の事実を指摘し、●●に対して説明を求めるべきであった。



しかしながら、処分庁の担当者は、労働の事実を把握していたにもかかわらず、「他に収入はないですか。2度目だから今度したら終わり。」などと言うにとどまり、労働の事実を把握していることを伝えることもせずに■を帰宅させ、その日のうちに、■がこの事実を申し出たにもかかわらず、そのことを考慮に入れることなく、本件処分を行った。

一連の経過からすれば、処分庁の側で、いかにも、当初より、審査請求人世帯に対する保護を廃止にすることが既定路線であったと受け止められても仕方がない。

以上の事情からすれば、処分庁側の指導の仕方にそもそも問題がある上、最も重い処分である廃止処分をいきなり行う必要性は無かったことは明らかである。

他方、生活保護の打切りによって、今後、審査請求人世帯の生活が困窮することは明らかであることからすれば、処分庁が本件処分を行ったことには、裁量権の逸脱・濫用がある。

なお、生活保護を廃止されたため、審査請求人は今月分の家賃を支払うことができなかった。今回の保護廃止は生死を左右する問題である。

(3) 以上のとおり、本件処分は、処分に際して理由付記を欠いている点、裁量権の逸脱・濫用が存する点で、その違法性・不当性が明らかであるから、本件処分は、速やかに取り消されるべきである。

第2 認定事実および判断

1 認定事実

審査請求人から提出のあった審査請求書ならびに処分庁から提出のあった弁明書および関係資料によれば、次の事実が認められる。

(1) 平成■年■月■日 処分庁は、■■■■■■■■■■ および■■■■■■■■■■の■■■■■■■■■■を理由として、審査請求人世帯の保護を開始した。

(2) 平成■年■月■日 処分庁は、■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■ 次の入金があることを確認した。

・平成■年■月■日 ■■■■■■ 円

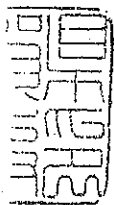
・平成■年■月■日 ■■■■■■ 円

(3) 平成■年■月■日 処分庁は、■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■ 口頭により指示した。

(4) 平成■年■月■日 ■■■■■■■■■■は処分庁を訪問したが、■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■との理由により、前記の書面を処分庁に提出しなかった。

(5) 平成■年■月■日 処分庁は、■■■■■■■■■■から次の旨が記載された収入申告書を受領した。
■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■
処分庁は■■■■■■■■■■に対して他にも収入がないか繰り返し尋ねるも、■■■■■■■■■■はない旨を回答した。

(6) 平成■年■月■日 処分庁は、次の内容を記載した法第27条に基づく書面による指導指



- ・勤め先 [REDACTED]
- ・平成[REDACTED]年[REDACTED]月分から[REDACTED]年[REDACTED]月分までの収入額

- (12) 平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日 処分庁は所内ケース診断会議を開催し、審査請求人は2回の文書指示に対する違反を繰り返していることから、事情を確認のうえ、特段の事情がなければ保護を廃止する方針とした。
- (13) 平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日 処分庁は、[REDACTED]の就労に関する次のことを確認した。
- ・[REDACTED]就労開始日は平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日であること
 - ・[REDACTED]就労場所は[REDACTED]であること
 - ・平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日から[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日までの各月の給与支給額
- (14) 平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日 処分庁は、本件文書指示に違反したことによる法第62条第4項に基づく弁明の機会を[REDACTED]月[REDACTED]日に設ける旨を審査請求人に通知した。
- (15) 平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日 処分庁は弁明の機会を設け、[REDACTED]が出席した。
- [REDACTED]は、[REDACTED]への入金ならびに[REDACTED]での就労収入を申告しなかった事実を認める旨を述べた。
- (16) 平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日 処分庁は、本件処分を行った。

2 判断

保護の実施における収入の認定は、運用上の原則として収入申告制度を採用し、まず被保護者に収入に関する申告を行わせることとしている（生活保護法による保護の実施要領（昭和36年4月1日 厚生省発社第123号 厚生事務次官通知）第8-1）。

そのうえで、被保護者が収入の申告を行わないなどのときは、法第27条第1項に基づいて、保護の実施機関は被保護者に対して必要な指導指示をすることができ、被保護者がこれに従わないときは、法第62条第4項に基づく弁明の機会を与えたうえで、同条第3項の規定により保護の変更、停止または廃止をすることができる。

これを踏まえ、処分庁は、審査請求人が本件文書指示に従わなかったことを理由として、法第62条第3項に基づいて保護の廃止処分という本件処分を行ったものである。

これに対して、審査請求人は、まずは保護の変更や停止によるべきであり、いきなり最も重い処分である保護の廃止処分を行われたことは裁量権の著しい逸脱・濫用であるとして本件処分の違法性・不当性を主張し、処分庁は、保護の廃止処分は関係通知が示す基準に基づいた処分であること等を弁明している。

そこで、処分庁が「関係通知が示す基準に基づいた処分」と主張する点について検討するところ、法第62条第3項の規定により不利益処分を行う場合に、保護の変更、停止または廃止のいずれを適用するかについて、生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日 社保第34号 厚生省社会局保護課長通知）第11の間1は、原則として保護の変更または停止を適用することとしたうえで、この原則によることなく保護の廃止を適用するときを一定の事由に該当する場合に限定しており、関係資料によれば、処分庁は、当該一定の事由である「法第78条により費用徴収の対象となるべき事実について以後改めるよう指導指示したにもかかわらず、これに従わなかったとき。」に該当するとして、保護の廃止を

適用している。

そこでさらにこの適用が妥当であったか否かを検討するところ、本件文書指示は、処分庁は■が就労している事実を概ね把握していたが、審査請求人から自主的な収入の申告がないため、この申告を促すために行われたものと推測されるところ、本件文書指示の履行期限は認定事実(9)のとおり「直ちに」と記載されており、やや不明確な履行期限となっている。

本件文書指示を受け、■は、本件文書指示が行われた平成■年■月■日に、一旦は収入はないとした事実と異なる収入申告書を提出したが(認定事実(9))、その後、■に自身は就労している旨を処分庁の担当職員に告げ(認定事実(10))、■年■月■日には就労収入を記載した収入申告書を提出している(認定事実(11))。

このような■の行為に対して、処分庁は本件文書指示を履行しなかったと判断しているが、このように判断した理由についてみると、本件処分が行われた後の平成■年■月■日付けケース記録には、処分庁の担当職員が審査請求人の代理人である■に対して「■で二度目の文書指示を行うが、その文書指示をしている中でも、就労による不正収入を得ていることが判明したためこのことについて何度も確認したが、虚偽申告され、二度目の文書指示時にも収入申告で虚偽報告を行われ、その後、申告したが、二度目の文書指示を守らなかったことや、虚偽の報告を続けていたことを重く見て、聴聞会を開催し、廃止した。」と説明した旨の記録があり、また、処分庁の提出した弁明書では「■に申告したことについて、本来は虚偽の報告を行ってはならないものであり、その後に申告を行ったとしても、虚偽の申告を行った事実は覆しようもない」と主張することから、処分庁は、一旦■が提出した収入申告書(認定事実(9))は虚偽であり悪質とし、その後の訂正によっても文書指示に従ったものとは認められないとの理由により、審査請求人は本件文書指示に従わなかったと判断したものと推測される。

確かに、前記認定事実をみると、審査請求人および■は、本来は申告しなければならない■や就労収入等について自ら適切に申告することはなく、処分庁からの幾度もの指導や指摘を受けてようやく事実を認めることを繰り返していることから、法に定められた届出の義務を履行しようとする姿勢が極めて希薄であったといわざるを得ない。

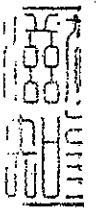
しかしながら、前に述べたとおり、■は、一旦は事実と異なる申告を行ったものの、■にこれを訂正したうえで後日に収入申告書を提出しており、当該収入申告書は給与明細書等の添付がないためその内容の正確性は具備されないものの、いちおう、就労による収入を「直ちに」申告したとみざるを得ず、本件文書指示に従わなかったとはいえない。

また、このこと以外に、審査請求人が本件文書指示に従わなかったとみるべき事由も確認することはできない。

したがって、そもそも審査請求人は本件文書指示に従ったと判断されるのであるから、処分庁が主張するところの保護を廃止すべき事由に該当しないばかりか、法第62条第3項に既定する保護の変更、停止または廃止をする場合の要件を満たさないため、本件処分は違法である。

なお、審査請求人は、本件処分の通知書に記載された理由の付記は不十分であると主張していることから、念のためこの点について申し添える。

行政手続法(平成5年法律第88号)第14条第1項は、不利益処分をする場合には、その処



分の理由を示さなければならないと規定している。

一般に、法律が理由の付記を求めているのは、行政庁の判断の慎重と合理性を担保するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立ての便宜を図る趣旨と解され、このことから、法令の根拠条項の内容、具体性等によってその程度は異なるものの、不利益処分の根拠条項、処分要件に該当するその原因となる事実を明示する必要があり、処分基準が定められている場合には、それらに加えて、処分基準の適用関係を示す必要があると考えられる。

ただし、事前手続の通知の書面に記載した処分の根拠条項および処分の原因となる事実と同一の事由に処分を行うときは、行政庁の適宜の判断により、その旨を示すことで足りると考えられる。

本件においては、処分庁が弁明書で述べているとおり、事前手続である弁明の機会の付与の通知には根拠条項および処分の原因となる事実が示されているが、本件処分に係る通知書には「指導指示に従わなかったことにより廃止します。」との記載しかなく、事前手続の通知の書面の記載と同一の事由により処分を行うことの記載もないことから、理由提示としては不十分と言わざるをえない。

以上のおり、本件審査請求には理由があるので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定に基づき、主文のおり裁決する。

平成 28年 7月 27日

審査庁 滋賀県知事 三日月 大造

